

# 萩市立地適正化計画 届出の手引き

～暮らしの豊かさを実感できるまちづくり～



## 目 次

---

1.立地適正化計画とは.....	1
2.届出制度とは .....	1
3.都市機能誘導区域および居住誘導区域.....	3
4.都市機能誘導区域に関する届出 .....	4
5.居住誘導区域に関する届出 .....	8
6.提出の流れ .....	10
7.支援制度等について（市にご相談ください） .....	11
届出に必要な書類等.....	12

---

令和2年3月

萩市役所 土木建築部 都市計画課

## 1. 立地適正化計画とは

- ◆立地適正化計画とは、「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とした都市再生特別措置法の一部改正により創設された制度です。
- ◆萩市では、「暮らしの豊かさを実感できるまち」をまちづくりの理念とし、居住や都市機能を緩やかにまちなかに誘導することで、人口減少下においても持続可能なまちづくりに取り組めます。
- ◆萩市立地適正化計画においては、都市の拠点として必要な機能を維持・誘導する都市機能誘導区域、人口密度を維持する居住誘導区域を事前明示し、これらの区域外での開発行為等、誘導施設の立地動向を把握する届出制度を運用し、萩市のまちづくりの基本理念である「暮らしの豊かさを実感できるまち」を目指していきます。



## 2. 届出制度とは

### (1) 届出制度の目的

- ◆立地適正化計画の公表により、都市機能誘導区域または居住誘導区域の外で特定の開発行為・建築等行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法（第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2）の規定に基づき、事前に市へ届出が必要となります。

- ◆届出制度は都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向および居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握し、各種支援措置等の情報提供を通じた誘導区域内への立地促進や、今後の計画の見直しに活用することを目的に運用するものです。

## (2) 届出の時期

- ◆届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する 30 日前まで（※都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、休止・廃止する 30 日前まで）に、都市計画課へ必要書類を提出してください。

## (3) 届出に対する市の対応

- ◆市は、届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。
- ◆また、届出者に対し当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、市長は都市再生特別措置法（第 88 条第 3 項、第 108 条第 3 項）に基づき、届出者に対して勧告等を行う場合があります。
- ◆届出を行わず、又は虚偽の届出をして、開発・建築等の行為をした場合は、都市再生特別措置法（第 130 条）に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

## (4) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法（第 35 条）の重要事項説明の対象となります。

萩市立地適正化計画の公表（令和 2 年 3 月 31 日）により、

- 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為・建築等行為
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止
- 居住誘導区域外における一定規模の住宅等の開発行為・建築等行為については、**行為を行う 30 日前までに、届出が必要になります**

### 3. 都市機能誘導区域および居住誘導区域

#### (1) 都市機能誘導区域とは

- ◆都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点等に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことをいいます。
- ◆萩市では、「広い市域における都市拠点としての機能維持・向上」、「生活利便性の確保・向上による“まちなか”居住の促進」を図るため、下図のとおり定めています。
- ◆なお、都市機能誘導区域に誘導する施設については、「P6.届出対象の誘導施設」をご参照ください。

#### (2) 居住誘導区域とは

- ◆居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。
- ◆萩市では、「まちなかの人口密度維持による生活利便性確保」、「災害危険エリアへの居住抑制による災害リスクの軽減」、「生活利便性の高いエリアへの居住による高齢者等の自立支援・健康寿命増進」を図るため、下図のとおり定めています。



## 4. 都市機能誘導区域に関する届出

### (1) 都市機能誘導区域外における届出（都市再生特別措置法第 108 条）

- ◆ **都市機能誘導区域外で誘導施設を対象とする一定の開発行為・建築等行為を行う場合**、行為に着手する日の 30 日前までに市長に届出を行う必要があります。（都市再生特別措置法第 108 条）

#### <届出対象行為>

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

#### <届出対象区域>



▲届出対象行為と届出対象区域のイメージ

## (2) 都市機能誘導区域内における届出 (都市再生特別措置法第 108 条の 2)

- ◆ **都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合**、行為に着手する日の 30 日前までに市長に届出を行う必要があります。(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

### <届出対象行為>

休止・廃止	誘導施設を有する建築物を休止又は廃止しようとする場合
-------	----------------------------

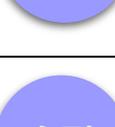
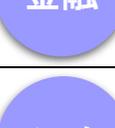
### <届出対象区域>



▲届出対象行為と届出対象区域のイメージ

### (3) 届出対象の誘導施設 (都市再生特別措置法第 81 条第 2 項 3 号)

◆萩市では以下に示す生活利便施設を「届出対象の誘導施設」として位置づけています。

都市機能	誘導施設	建築物の位置づけ (関係法令等)
 <p>医療</p>	<p>■病院 (20 床以上)</p>	<p>医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する「病院」 (20 床以上の入院施設がある医療施設)</p>
 <p>社会福祉</p>	<p>■総合福祉センター</p>	<p>萩市総合福祉センター</p>
 <p>子育て支援</p>	<p>■子育て支援施設</p>	<p>児童福祉法第 40 条に規定する「児童厚生施設」、または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」</p>
 <p>文化交流</p>	<p>■集会場 (大規模ホール) ■図書館</p>	<p>萩市民館 図書館法第 2 条第 1 項に規定する「図書館」</p>
 <p>スポーツ</p>	<p>■スポーツ・健康増進施設</p>	<p>体育館、水泳場、スポーツの練習場を備えた施設、又は厚生労働省が示す健康増進施設の認定基準を満たす施設、その他これに類する施設</p>
 <p>交通</p>	<p>■バスターミナル</p>	<p>自動車ターミナル法 (昭和 34 年法律第 136 号) 第 2 条第 6 項に規定する「バスターミナル」</p>
 <p>商業</p>	<p>■大規模商業施設 (店舗面積 1,500m<sup>2</sup> 以上) ■劇場・映画館</p>	<p>大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する「大規模小売店舗」、同条第 1 項に定める「店舗面積」が 1,500 m<sup>2</sup> を超えるもの 興行法第 1 条第 1 項に規定する「興行場」 (スポーツを公衆に見せるものは除く)</p>
 <p>金融</p>	<p>■金融機関 (銀行支店等)</p>	<p>銀行法第 2 条に規定する「銀行」の本店・支店、長期信用銀行法第 2 条に規定する「長期信用金庫」の本店・支店、信用金庫法に基づく「信用金庫」の本店・支店</p>
 <p>行政</p>	<p>■市役所、国・県の出先機関</p>	<p>萩市役所本庁舎、国・県が所有する建築物</p>

## (4) 届出に必要な書類等

◆届出の対象となる以下の行為については、以下の届出書様式に添付書類を添えて（1部）、行為に着手する日の30日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。

届出の対象となる行為		届出書様式	添付書類
都市機能誘導区域外における事前届出	誘導施設の開発行為	様式1	①位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面） ②設計図（土地利用計画図等） ③その他参考となる事項を記載した図書
	誘導施設の建築等行為	様式2	①位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面） ②配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） ③建築物の2面以上の立体図及び各階平面図 ④その他参考となる事項を記載した図書
都市機能誘導区域内における休止・廃止の事前届出	誘導施設を休止又は廃止	様式4	・原則不要

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式3）を提出してください。

※代理人による申請の場合、代理権のあることを証する書類（委任状）を添付してください。

※届出の有無に関わらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。

※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要となります。

## (5) 届出を要しない行為（都市再生特別措置法第108条第1項）

◆以下の行為は、都市再生特別措置法の規定により、届出不要です。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発工事
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

## 5. 居住誘導区域に関する届出

### (1) 居住誘導区域外における届出（都市再生特別措置法第 88 条）

◆**居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築等行為を行う場合**、行為に着手する日の 30 日前までに市長に届出を行う必要があります。（都市再生特別措置法第 88 条）

※「住宅等」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅を指します。詳しくは、建築基準法の取扱いを参考にしてください。

※国・県・市の所有する住宅等も届出の対象となります。

#### <届出対象行為>

開発行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①の例示 3 戸の開発行為	届出必要	
	② 1 戸又は 2 戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のももの	②の例示 1,000 ㎡ 1 戸の開発行為	届出必要	
	③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※ <sup>1</sup> で定めたものの建築目的で行う開発行為	800 ㎡ 2 戸の開発行為	届出不要	
建築等行為	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合	①の例示 3 戸以上を新築	届出必要	
	② 人の居住の用に供する建築物として条例※ <sup>1</sup> で定めたものを新築しようとする場合 ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①②）とする場合	1 戸を新築	届出不要	

※ 1 立地適正化計画の公表日現在、条例は定めていません。

#### <届出対象区域>



▲届出対象行為と届出対象区域のイメージ

## (2) 届出に必要な書類等

◆届出の対象となる以下の行為については、以下の届出書様式に添付書類を添えて（2部）、行為に着手する日の30日前までに、市役所窓口まで届出をお願いします。

届出の対象となる行為		届出書様式	添付書類
居住誘導区域外における事前届出	住宅等の開発行為	様式5	①位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面） ②設計図（土地利用計画図等） ③その他参考となる事項を記載した図書
	住宅等の建築等行為	様式6	①位置図（当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面） ②配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面） ③建築物の2面以上の立体図及び各階平面図 ④その他参考となる事項を記載した図書

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式7）を提出してください。

※代理人による申請の場合、代理権のあることを証する書類（委任状）を添付してください。

※届出の有無に関わらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。

※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要となります。

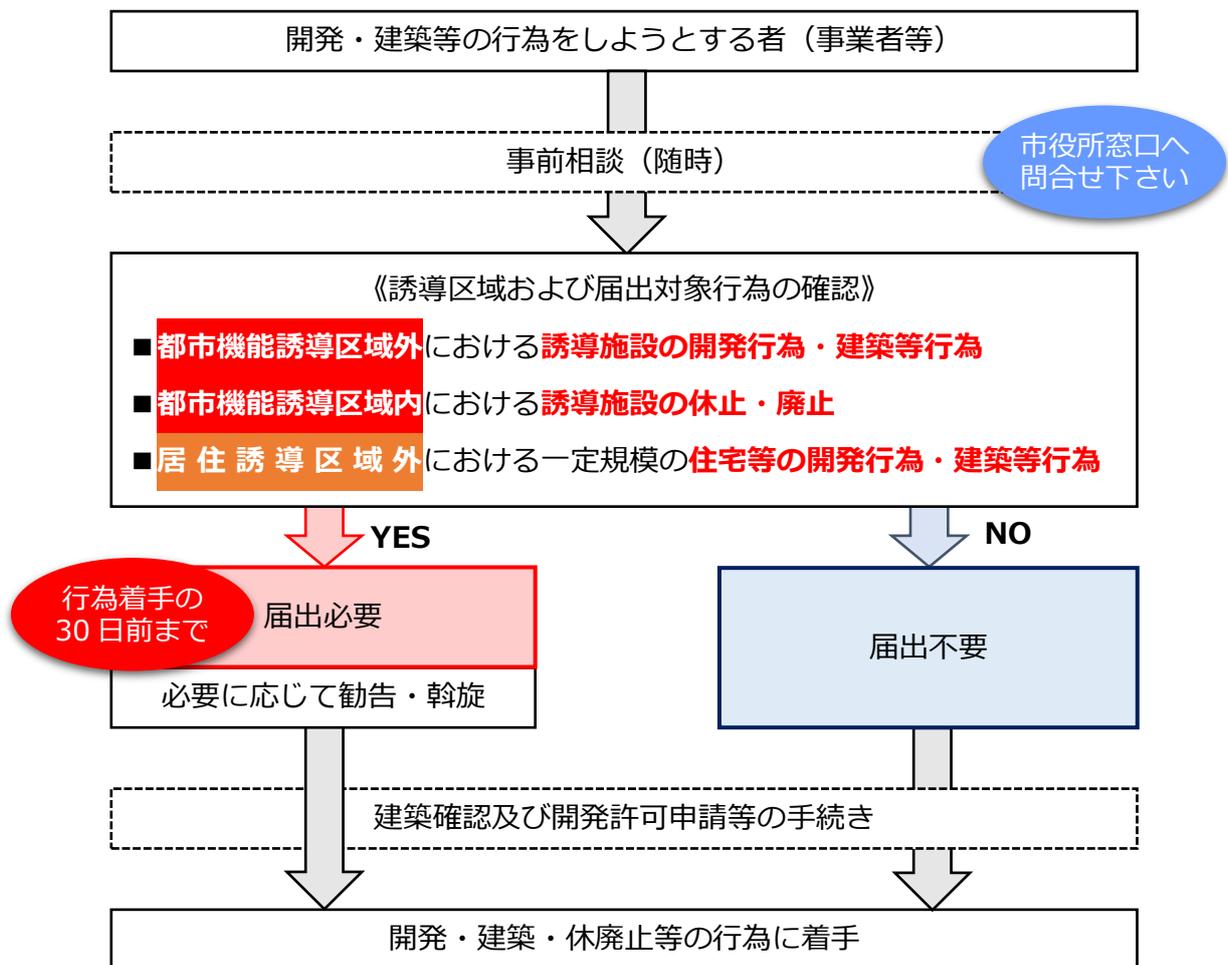
## (3) 届出を要しない行為（都市再生特別措置法第88条第1項）

◆以下の行為は、都市再生特別措置法の規定により、届出不要です。

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発工事
- ②上記①の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して上記①の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

## 6. 提出の流れ

- ◆届出対象となる一定規模の開発・建築等行為をしようとする者は、**行為に着手する日の30日前までに市長に届出を行う必要があります。**
- ◆届出にあたって、届出の対象などについて事前相談を行うことができます。
- ◆届出の提出後、行為の計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。
- ◆都市再生特別措置法第88条及び第108条の規定に基づき勧告を行うことがあります。



▲ 届出の流れ

## 7. 支援制度等について（市にご相談ください）

### 【認定誘導事業計画に係る支援措置】

- ◆都市機能誘導区域内において、誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業を行う場合、当該誘導施設等整備事業に関する計画を作成の上、国土交通大臣の認定を申請し、一定の基準に適合している場合、国土交通省の認定を受けることができます。

### 【その他の国の支援】

- ◆都市機能誘導区域内に誘導施設を整備する事業を促進するため、様々な支援措置を講じています。
- ◆詳細は国土交通省ホームページ  
([http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city\\_plan/compactcity\\_network.html](http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html)) をご覧ください。

## 【お問合せ先・窓口】

- ◆届出制度に関する内容は、下記窓口までお問合せください。

お問合せ  
先・  
窓口

萩市役所 土木建築部 都市計画課  
〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地  
TEL : 0838-25-3104  
FAX : 0838-25-4011  
メールアドレス : [tosikei@city.hagi.lg.jp](mailto:tosikei@city.hagi.lg.jp)

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和      年      月      日  
 萩市長    様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	令和      年      月      日
	5 工事の完了予定年月日	令和      年      月      日
	6 その他必要な事項	

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・設計図 (土地利用計画図等)
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 **2** 年 **5** 月 **1** 日

萩市長 様

届出者 住 所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**  
**〇〇株式会社**

氏 名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

連絡先 **0838-●●-●●●●**

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>萩市大字△△町 △-△</b>
	2 開発区域の面積	<b>5,000</b> 平方メートル
	3 建築物の用途	<b>大規模商業施設 (スーパーマーケット)</b>
	4 工事の着手予定年月日	令和 <b>2</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 <b>2</b> 年 <b>11</b> 月 <b>30</b> 日
	6 その他必要な事項	

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)
- ・建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p><input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和      年      月      日              萩市長    様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：            年      月      日 工事の完了予定日：            年      月      日

注) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)
- ・建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 **2** 年 **5** 月 **1** 日

萩市長 様

届出者 住所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**  
**〇〇株式会社**  
氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**  
連絡先 **0838-●●-●●●●**

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

該当する箇所に  を記入

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<b>萩市大字△△町 △-△</b> <b>1 番地 (宅地) 2,000 m<sup>2</sup></b> <b>2 番地 (畑) 3,000 m<sup>2</sup></b>
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	<b>大規模商業施設 (スーパーマーケット)</b>
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：令和 <b>2</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日 工事の完了予定日：令和 <b>2</b> 年 <b>11</b> 月 <b>30</b> 日

注) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)
- ・建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

令和 年 月 日

萩市長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

様式第20 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の30日前まで)

令和 2年 6月 1日

萩市長 様

届出者 住所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**  
**〇〇株式会社**  
氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**  
連絡先 **0838-●●-●●●●**

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 **令和 2年 5月 1日**
- 2 変更の内容
  - ・ **開発区域の面積の変更 (5,000 m<sup>2</sup> → 3,000 m<sup>2</sup>)**
  - ・ **工事の着手予定年月日の変更 (令和 2年 6月 1日 → 令和 2年 7月 1日)**
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 **令和 2年 7月 1日**
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 **令和 2年 11月 30日**

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

様式第 2 1 (都市再生特別措置法施行規則第 5 5 条の 2 関係)

## 誘導施設の休廃止届出書

令和 年 月 日

萩市長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

## 記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途および所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

**様式4(記載例)**

様式第21 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入  
(休止・廃止の30日前まで)

令和 2年 6月 1日

萩市長 様

届出者 住所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**

**〇〇株式会社**

氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

連絡先 **0838-●●-●●●●**

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・**廃止**)について、下記により届け出ます。

記

該当に〇

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途および所在地

**名称 ▲▲▲▲**

**用途 大規模商業施設(店舗面積〇〇㎡)**

**所在地 萩市大字■●町 ■-■**

〇ページ「届出対象施設」の  
誘導施設を参考に記入

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和 2年 7月 31日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

**・令和2年8月より除却予定**

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載してください。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第10 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和      年      月      日

萩市長      様

届出者      住 所

氏 名

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	令和      年      月      日
	5 工事の完了予定年月日	令和      年      月      日
	6 その他必要な事項	

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・設計図 (土地利用計画図等)
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第10 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 **2**年 **7**月 **1**日  
 萩市長 様

届出日を記入  
 (工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**  
**〇〇株式会社**  
 氏 名 **代表取締役 〇〇 〇〇**  
 連絡先 **0838-●●-●●●●**

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>萩市大字△△町 △-△</b>
	2 開発区域の面積	<b>2,000</b> 平方メートル
	3 住宅等の用途	<b>戸建て住宅△戸</b>
	4 工事の着手予定年月日	令和 <b>2</b> 年 <b>8</b> 月 <b>1</b> 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 <b>2</b> 年 <b>11</b> 月 <b>30</b> 日
	6 その他必要な事項	

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・設計図 (土地利用計画図等)
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること

様式第 1 1 (都市再生特別措置法施行規則第 3 5 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p><input type="checkbox"/> 住 宅 等 の 新 築</p> <p><input type="checkbox"/> 建 築 物 を 改 築 し て 住 宅 等 と す る 行 為</p> <p><input type="checkbox"/> 建 築 物 の 用 途 を 変 更 し て 住 宅 等 と す る 行 為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和      年      月      日</p> <p>萩市長      様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">連絡先</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定日：            年      月      日</p> <p>工事の完了予定日：            年      月      日</p>

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)
- ・建築物の 2 面以上の立体図及び各階平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第11 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

該当する箇所にを記入

について、下記により届け出ます。

令和 **2**年 **7**月 **1**日

届出日を記入  
 (工事着手の30日前まで)

萩市長 様

届出者 住所 **萩市大字〇〇町 〇-〇**  
**〇〇株式会社**  
 氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**  
 連絡先 **0838-●●-●●●●**

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<b>萩市大字△△町 △-△</b> <b>1番地(宅地) 300㎡</b> <b>2番地(畑) 200㎡</b>
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	<b>戸建て住宅〇戸</b>
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日：令和 <b>2</b> 年 <b>8</b> 月 <b>1</b> 日 工事の完了予定日：令和 <b>2</b> 年 <b>11</b> 月 <b>30</b> 日

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (当該区域内及び周辺公共施設を表示する図面)
- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面)
- ・建築物の2面以上の立体図及び各階平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ・代理人による申請の場合は、代理権のあることを証する書類を添付すること。

様式第 1 2 (都市再生特別措置法施行規則第 3 8 条第 1 項関係)

## 行為の変更届出書

令和 年 月 日

萩市長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 当初の届出年月日： 令和 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

様式第 1 2 (都市再生特別措置法施行規則第 3 8 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

届出日を記入  
(工事着手の 30 日前まで)

令和 2 年 8 月 1 日

萩市長 様

届出者 住 所 萩市大字〇〇町 〇-〇

〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 0838-●●-●●●●

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 2 年 7 月 1 日
- 2 変更の内容：
  - ・住宅用区画数の変更 (5 区画→10 区画)
  - ・工事の着手予定年月日の変更 (令和 2 年 8 月 1 日→令和 2 年 9 月 1 日)
  - ・工事の完了予定年月日の変更 (令和 2 年 11 月 30 日→令和 3 年 1 月 29 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 2 年 9 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 3 年 1 月 29 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面





## 萩市立地適正化計画 届出の手引き

発行:令和2年3月

萩市土木建築部 都市計画課

〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地

TEL:0838-25-3104

FAX:0838-25-4011

E-mail:tosikei@city.hagi.lg.jp